

議第五号議案

群馬県議会会議規則の一部を改正する規則

群馬県議会会議規則（昭和三十一年群馬県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章	総則（第一条―第十三条）
第二章	議案及び動議（第十四条―第十九条）
第三章	議事日程（第二十条―第二十四条）
第四章	選挙（第二十五条―第三十四条）
第五章	議事（第三十五条―第四十八条）
第六章	発言（第四十九条―第六十三条）
第七章	委員会（第六十四条―第七十六条）
第八章	表決（第七十七条―第八十七条）
第九章	請願（第八十八条―第九十三条）
第十章	公聴会及び参考人（第九十四条―第一百条）
第十一章	秘密会（第一百一条・第一百二条）
第十二章	辞職及び資格の決定（第一百三条―第一百七条）
第十三章	規律（第一百八条―第一百五条）
第十四章	懲罰（第一百六条―第一百二十三条）
第十五章	会議録（第二百二十四条―第二百二十七条）
第十六章	協議又は調整を行うための場（第二百二十八条）
第十七章	議員の派遣（第二百二十九条）
第十八章	補則（第二百二十九条の二―第二百三十条）

附則

第九条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会

議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員三人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮つて決める。

第九条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第十七条中「が連署し」を「が記名し」に、「連署して」を「記名して」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第五十条第三項中「第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第六十四条中「場所」の下に「（全ての委員が群馬県議会委員会条例（昭和三十一年群馬県条例第三十号）第十二条の二第二項の規定により委員会に出席する場合は、その旨）」を加える。

第八十四条中「配布」を「配付」に改める。

第一百一条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第一百七条を次のように改める。

（資格決定の通知）

第一百七条 法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百九条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘又はこれら」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第二百二十四条第一項第三号中「出席」を「出席議員」に改める。

第二百二十五条を次のように改める。

（会議録の配布）

第二百二十五条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百二十九条の二及び第二百二十九条の三において同じ。）により作成したものを議員及び関係者に配布する。

第十八章中第三百三十条の前に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第二百二十九条の二 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第一項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第二十条、第四十条第三項、第八十九条第一

項、第九十条第一項及び第二百二十五条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができ措置をとるとともに、当該者に対し、電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）とする。（電磁的記録による作成等）」

第二百二十九条の三 この規則の規定（第二十八条第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定され

ているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

議会に係る手続のオンライン化及び所要の改正を行おうとするものである。